



# 佐賀県公報

平成18年  
9月29日  
(金曜日)  
第 12812号

## 目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### 規 則

- ◎佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則
- ◎佐賀県財務規則の一部を改正する規則

### 告 示

- 吉野ヶ里歴史公園の入園料及び駐車場の使用料を免除する規則
- 道路の区域の変更
- 取引店及び緊急支払店の指定の一部改正
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- 蛍光X線検出器の購入に係る一般競争入札
- 競争入札の参加者の資格
- 基本測量の実施
- 開発行為に関する工事の完了
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定
- 土地改良区の定款変更認可
- 選挙管理委員会の招集
- 選挙管理委員会事項
- 機械警備業務管理者講習の実施

(五九六・まちづくり推進課) 二

(五九七・道 路 課) 二

(五九八・会 計 課) 二

(県民協働課) 三

(新産業課) 三

(建設・技術課) 五

(土地対策課) 九

(まちづくり推進課) 九

(建築住宅課) 一〇

(農地整備課) 一〇

(告 示・三六) 一〇

(公 告) 一〇

<b>○規則</b>	
<p>佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成十八年九月二十九日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 古川 康</p> <p style="text-align: center;"><b>○佐賀県規則第九十号</b></p> <p>佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則</p> <p>佐賀県立産業技術学院管理規則（昭和三十五年佐賀県規則第四十三号）の一 部を次のように改正する。</p> <p>第五条の表中「<b>訓練課</b>」を「<b>訓練科</b>」に改め、同表の普通 課程の商業ビジネス科の項及び電気科の項を削り、同表の普通課程の環境設備 科の項中「環境設備科」を「電気・配管システム科」に、「一年」を「二年」</p>	<p>1 佐賀県立産業技術学院の訓練科のうち、商業ビジネス科を廃止し、電気課 及び環境設備科を電気・配管システム科に統合し、並びに介護サービス科の 名称を総合実務科に改めることとした。(第五条関係)</p> <p>2 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。</p> <p>○佐賀県財務規則の一部を改正する規則 (規則第九一号)</p> <p>1 当分の間、工事又は製造の請負に関する一般競争入札又は指名競争入札を行 う場合には、最低制限価格の特例を適用できることとした。(附則 第四項)</p> <p>2 この規則は、平成一八年一〇月一日から施行し、この規則による改正後の 佐賀県財務規則附則第四項の規定は、平成一八年一〇月一日以後に公告又は 指名の通知を行う一般競争入札又は指名競争入札から適用することとした。</p>

## 公布された規則のあらまし

### ○佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則 (規則第九〇号)

1 佐賀県立産業技術学院の訓練科のうち、商業ビジネス科を廃止し、電気課  
及び環境設備科を電気・配管システム科に統合し、並びに介護サービス科の  
名称を総合実務科に改めることとした。(第五条関係)

2 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

### ○佐賀県財務規則の一部を改正する規則 (規則第九一号)

1 当分の間、工事又は製造の請負に関する一般競争入札又は指名競争入札を行  
う場合には、最低制限価格の特例を適用できることとした。(附則  
第四項)

2 この規則は、平成一八年一〇月一日から施行し、この規則による改正後の  
佐賀県財務規則附則第四項の規定は、平成一八年一〇月一日以後に公告又は  
指名の通知を行う一般競争入札又は指名競争入札から適用することとした。

に改め、同表の短期課程の介護サービス科の項中「介護サービス科」を「総合実務科」に改める。

### 附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

佐賀県知事 古川康

### ●佐賀県規則第九十一号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。  
(最低制限価格の特例)

4 収支等命令者は、第百七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、工事又は製造の請負に関し、競争入札を行う場合においては、当分の間、知事が別に定める方法により算出した額を同条第一項の最低制限価格とすることができるものとする。

### 附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行し、この規則による改正後の佐賀県財務規則附則第四項の規定は、平成十八年十月一日以後に公告又は指名の通知を行う一般競争入札又は指名競争入札から適用する。

### ○ 告 示

### ●佐賀県告示第五百九十六号

佐賀県立都市公園条例（昭和三十六年佐賀県条例第三十二号）第十条第五号

### ●佐賀県告示第五百九十七号

に規定する知事が別に定める日を次のとおり定めた。

平成十八年九月二十九日

佐賀県知事 古川康

### ●佐賀県告示第五百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年九月二十九日から平成十八年十月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月二十九日

佐賀県知事 古川康

県道 武雄多久線	道路の種類 及び路線名	道路の 区間		後 の 別 変更前	幅 員 メートル	延 長 メートル
		区	間			
多久市北多久町大字小侍字北田	一二二七番地先から					
多久市北多久町大字小侍字北田	一九九番四地先まで					
多久市北多久町大字小侍字北田	一二二七番地先から	前	後	四三・二		
多久市北多久町大字小侍字北田	一一二〇一番四地先まで	六・二	二〇・四	一八・四		
多久市北多久町大字小侍字北田	一一二〇一番四地先まで			二七四・四		
				二七〇・七		

### ●佐賀県告示第五百九十九号

取引店及び緊急支払店の指定（平成十三年佐賀県告示第百六十四号）の一部

を次のものに改出し、平成十八年十月一日より施行する。

平成十八年九月十九日

佐賀県知事 古川 康

「の表の株式会社佐賀銀行鳥栖支店の項中「鳥栖高等学校」や「鶴見高等学校」に改め、同表の株式会社佐賀銀行武雄支店の項中「武雄青陵高等学校」を「武雄青陵高等学校」に改める。

## ○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年11月14日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成18年9月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人Net Comさが

(2) 代表者の氏名 福田 伸裕

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市駅南本町4番23号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、佐賀県内における広帯域インターネットの普及と活用促進を図るために、これらに関する情報通信関連企業、一般企業、地域住民および行政、教育機関に対して、調査・研究開発、情報収集・発信、人材育

成・交流等に関する事業を行い、地域情報化の発展に寄与することを目的とする。

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年9月29日

取支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 平野重愛

### 1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

蛍光X線検出器一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入場所

佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター

(4) 納入期限

平成19年1月31日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129

<p>3 入札参加資格及び条件</p> <p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。</p> <p>(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できることと認められること。</p> <p>(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。</p>	<p>佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟71号北会議室</p>
<p>4 入札説明書の交付及び契約条項の提示</p>	<p>(1) 期間</p>
<p>平成18年10月25日まで</p>	<p>(2) 場所</p>
<p>上記2の部局</p>	<p>5 入札者に求められる義務</p>
<p>(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成18年10月25日16時までに上記2の部局に提出すること。</p>	<p>(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p>
<p>6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法</p>	<p>(1) 場所</p>
<p>上記2の部局</p>	<p>(2) 期限</p>
<p>平成18年10月31日17時(必着)</p>	<p>(3) 提出方法</p>
<p>書留郵便とすること。</p>	<p>7 持参による入札書の提出の場所及び期限</p>
<p>(1) 場所</p>	<p>8 開札の場所及び日時</p>
<p>(1) 場所</p>	<p>上記7の(1)の場所</p>
<p>(2) 日時</p>	<p>平成18年11月1日10時</p>
<p>9 入札保証金及び契約保証金</p>	<p>(1) 入札保証金</p>
<p>佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号により免除する。</p>	<p>(2) 契約保証金</p>
<p>10 入札の無効</p>	<p>次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p>
<p>なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。</p>	<p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者</p>
<p>(2) 当該入札について不正行為を行った者</p>	<p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p>
<p>(4) 1人で2以上の入札をした者</p>	<p>(5) 代理人でその資格のないもの</p>
<p>(6) 前各号に掲げるもののほか、入札に關する条件に違反した者</p>	<p>11 落札者の決定の方法</p>
<p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつ</p>	

て申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。

平成19年度及び平成20年度において佐賀県が発注する建設工事等について、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）及び佐賀県特定調達契約規則（平成7年佐賀県規則第64号）の規定に基づき、競争入札に参加することができるものの資格、申請方法等を次のとおり公告する。

なお、この公告に定める資格審査の手続は、1994年4月15日にマラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける場合がある。

平成18年9月29日

佐賀県知事 古川 康

## 1 業種の区分

(1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する

建設工事の種類による。

## (2) 建設関連業務

ア 土木関係建設コンサルタント業務 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項に規定する建設コンサルタント業務の部門による。

イ 建築関係建設コンサルタント業務 建築士事務所部門及び建築関係コンサルタント部門の2部門による。

ウ 换算関係コンサルタント業務 换算コンサルタント登録規定（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する換算コンサルタント業務の部門による。

- |         |  |
|---------|--|
| 2 申請の時期 | (1) 県内に本店を有する建設工事業者<br>平成18年12月8日から平成18年12月21日まで<br>(2) 県内及び県外に本店を有する建設関連業者<br>平成18年10月23日から平成18年11月9日まで<br>(3) 県外に本店を有する建設工事業者<br>平成18年11月28日から平成18年12月7日まで。ただし、特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請については、その後も随時の受付を行う。 |
|---------|--|

## 3 申請の方法

## (1) 申請書類

競争入札参加資格を得ようとする者は、次に掲げる申請書類を添えて申請すること。

ア 県内に本店を有する建設工事業者が提出する書類

- |  |  |
|--|--|
| (ア) 資格審査申請書<br>(イ) 80円切手<br>(ウ) 申請書受理票<br>(エ) 佐賀県に納めるべき税に未納の額が無いことを証する書類（写し可）<br>(オ) 消費税及び地方消費税に未納の額が無いことを証する書類（写し可） | (カ) 平成16年10月1日から平成17年9月30日までの間に審査基準日があ |
|--|--|

- る総合評定値通知書の写し
- (イ) 平成17年10月1日から平成18年9月30日までの間に審査基準日がある総合評定値通知書の写し
- (ア) 平成17年1月1日から平成18年12月31日までの間に建設業法第28条の規定による指示処分又は営業停止処分を受けた場合には、その通知书の写し
- (イ) 平成18年9月30日の時点において有効なISO(国際標準化機構)9001及びISO14001の認証(財団法人日本適合性認定協会又はIAF(国際認定機関フォーラム)における国際相互承認協定を締結している認定機関が認定した審査登録機関が認証したものに限る。)を受けている場合は、その登録証の写し
- (乙) 平成18年9月30日の直前2年間に建設業許可を取得し3年以上経過している県内に本店を有する建設事業者同士の合併又は営業譲渡をしている場合は、合併・営業譲渡に係る申告書、合併・営業譲渡に係る契約書の写し、合併・営業譲渡をした建設業者の建設業許可通知書の写し、合併・営業譲渡により建設業許可を全部廃業した建設業者の廃業届の写し及び合併・営業譲渡に係る総合評定値通知書の写し又は佐賀県に提出した総合評定値請求書の写し
- (ア) 経営事項評価点数の対象期間に、建設業以外の日本標準産業分類へ進出し、500万円以上支出している場合(新会社設立又は共同出資にて新会社を設立している場合を含む。)は、新分野進出申告書、建設業以外の産業分類の事業を行っていないことを証明する書面の写し及び新分野進出に要した支出(500万円以上)を証明する書面の写し。さらに、新会社を設立した場合は、新会社の商業登記簿謄本及び定款の写し
- (イ) 平成18年9月30日の時点において、障害者を雇用している場合(障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年法律第123号)(以下「障害者雇用促進法」という。))第43条に係る障害者雇用率を満たしていない場合を除く。)は、障害者雇用に係る申告書、身体障害者手帳、佐賀県養育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し、平成17年10月1日から平成18年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に佐賀県に提出した技術職員名簿、職員名簿の写し又は健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書の写し。さらに、障害者雇用促進法に基づき身体障害者又は知的障害者の雇用義務がある場合は、同法第43条第5項の規定により厚生労働大臣に提出した平成18年6月1日の時点の報告書の写し
- (ス) 平成18年9月30日の直前2年間に学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業した者を卒業後6ヶ月以内に採用し、その者が平成18年9月30日の時点において在籍する場合は、新規学卒者雇用に係る申告書、卒業証書又は卒業証明書の写し、平成17年10月1日から平成18年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に佐賀県に提出した技術職員名簿又は職員名簿の写し及び採用時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書の写し
- (セ) 平成18年9月30日の時点において、高齢者雇用安定法の一部を改正する法律(平成16年法律第16号)に規定する高齢者雇用確保措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に規定する育児休業及び介護休業について、就業規則又はこれに準ずるもので定めている場合は、高齢者雇用制度・男女共同参画制度の措置に係る申告書及び平成18年9月30日までに労働基準監督署に提出した就業規則の写し又は就業規則に準ずるものとの写し
- (ウ) 平成18年9月30日の直前2年間に2回以上のボランティア等地域貢献活動をした場合は、ボランティア等地域貢献活動報告書及び当該活動の実態を客観的に確認できるもの

(タ) 平成18年9月30日の時点において、建設業労働災害防止協会に加入している場合は、1号会員については、建設業労働災害防止協会の加入証明書、2号会員については、建設業労働災害防止協会の加入証明書及び所属団体に加入していることの証明書

(イ) 過去に佐賀県、佐賀県教育委員会又は佐賀県警察本部が発注した工事を受注し、かつ、当該工事について平成15年8月1日から平成18年9月30日までの間に完成検査を受けている場合は、当該工事の工事成績評定通知書の写し。なお、この期間に完成検査を受け、工事成績評定通知書を受領していない場合は、平成14年10月1日から平成18年9月30日までの請負契約書の写し（当該工事を建設工事共同企業体により受注した場合は、共同企業体協定書を含む。）

(ウ) 建設工事のうち土木一式工事及び舗装工事への入札参加を希望するもので、社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPD）を受講している場合は、平成18年9月30日の時点における学習履歴証明書の写し。

また、建設工事のうち建築一式工事への入札参加を希望するもので、社団法人日本建築士会の継続学習制度（CPD）を受講している場合は、平成18年9月30日の時点における研修履歴証明書の写し。

(エ) 佐賀県建設業者施行能力等級評定要領第5条第4項の規定により現等級維持を希望する場合は、当該希望に係る申告書

(オ) 平成17年10月1日から平成18年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に佐賀県に提出した技術職員名簿の写し

(カ) 建設工事のうち舗装工事、電気工事、管工事及び造園工事への入札参加を希望するもので、平成18年9月30日の時点において有効な資格

（舗装工事にあっては「舗装施工管理技術者」、電気工事にあっては「電気工事士」、管工事にあっては「空気調和設備配管・冷凍空調和機器施工、給排水衛生設備配管、配管・配管工」、造園工事にあっては

「造園」の資格）を有する技能士等がいる場合は、その資格者証の写し及びその者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書の写し。

なお、当該技能士等が、(エ)に規定する技術職員名簿の写しに記載され、確認できる場合は、不要。

(イ) 入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状

(エ) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書

イ 県外に本店を有する建設工事業者が提出する書類

(ア) アの(カ)から(エ)までに掲げる書類

(カ) 平成17年10月1日から平成18年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に都道府県に提出した技術職員名簿の写し

(エ) 建設業の許可を受けた営業所に契約に関する事項を委任する場合及び入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状

(エ) 建設業の許可を受けた営業所に契約について委任する場合は、建設業法に基づき都道府県に提出した建設業許可申請書及び別表の写し

ウ 特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請を行う建設工事業者が提出する書類

(ア) アの(カ)から(エ)までに掲げる書類

(イ) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書

エ 県内に本店を有する建設関連業者が提出する書類

(ア) アの(カ)から(エ)までに掲げる書類

(イ) 入札参加を希望する業種について国又は県の登録を受けている場合は、その登録を受けたことを証する書面の写し

(エ) 測量業務への入札参加を希望する場合は、測量法（昭和24年法律第188号）に基づき国に提出した書類のうち、保有するすべての営業所

が確認できる書類の写し

<p>(イ) 土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務への入札参加を希望し、かつ、当該業務について国での登録を受けている場合は、国に提出した書類のうち、保有するすべての営業所が確認できる書類の写し（国の受付印が確認できるものに限る。）</p> <p>(ア) 商業登記簿謄本又は代表者身元証明書（入札参加を希望する業種について国又は都道府県の登録を受けている場合を除く。）</p> <p>(イ) 入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状</p> <p>オ 県外に本店を有する建設関連業者が提出する書類</p> <p>(ア) アの(イ)から(イ)まで及びエの(ウ)から(イ)までに掲げる書類</p> <p>(イ) 入札参加を希望する業種（土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務、地質調査業務及び測量業務に限る。）について国又は都道府県の登録を受けていることを証する書面の写し</p> <p>(ウ) 建築関係建設コンサルタント業務（建築士事務所部門に限る。）への入札参加を希望する場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていることを証する書面の写し</p> <p>(エ) 営業所に契約に関する事を委任する場合及び入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状</p> <p>(2) 申請書様式の入手方法</p> <p>佐賀県のホームページ (<a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a>) からダウンロードできます。</p> <p>なお、佐賀県内の土木事務所及び農林事務所でも取り扱っています。</p> <p>(3) 申請書類の提出場所及び提出方法</p> <p>申請書類は、次の場所に持参により提出すること。</p> <p>ア 県内に本店を有する建設工事業者</p> <p>(イ) 佐賀市、佐賀郡、多久市及び小城市の区域内に本店を有するもの</p>	<p>佐賀市八戸二丁目2番67号 佐賀土木事務所管理課河川・建設業担当 電話 0952-24-4346</p> <p>(イ) 神埼市及び神埼郡の区域内に本店を有するもの 神埼市神埼町大字鶴3542番地 神埼土木事務所管理課管理担当 電話 0952-52-3187</p> <p>(ウ) 烏柄市及び三養基郡の区域内に本店を有するもの 烏柄市元町1234番地1 鳥柄土木事務所管理課管理担当 電話 0942-83-4176</p> <p>(エ) 唐津市及び東松浦郡の区域内に本店を有するもの 唐津市二タ子三丁目1番5号 唐津土木事務所管理課管理担当 電話 0955-73-2861</p> <p>(オ) 伊万里市及び西松浦郡の区域内に本店を有するもの 伊万里市新天町122番地4 伊万里土木事務所管理課管理担当 電話 0955-23-4151</p> <p>(カ) 武雄市及び杵島郡の区域内に本店を有するもの 武雄市武雄町大字昭和265番地 武雄土木事務所総務管理課管理担当 電話 0954-22-4184</p> <p>(キ) 鹿島市及び藤津郡の区域内に本店を有するもの 鹿島市大字高津原3400番地 鹿島土木事務所管理課管理担当 電話 0954-63-3225</p>
---	--

イ 県内及び県外に本店を有する建設関連業者、県外に本店を有する建設工事業者並びに特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請を行う建設工事業者

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県国土づくり本部建設・技術課入札契約担当

電話 0952-25-7102

申請書類の作成に用いる言語等

申請書類は、日本語で作成すること。

申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第167条の11第1項の規定に該当する者

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者である。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の11第1項の規定に該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの

(3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者

(4) 建設業法第3条の規定による許可を受けていない建設工事業者

(5) 申請を行おうとする建設工事の種類について建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていない建設工事業者

6 競争入札参加資格の認定

申請内容及び当該申請者に係る信用状況、工事施行成績、営業状態等を審査し、適当であると認めるときは、1に掲げる建設工事の種類又は建設関連業務の種類若しくは部門ごとに競争入札参加資格を認定する。

6 の競争入札に参加することができない者は、競争入札参加

資格がないと認定する。

「入札参加資格決定通知書」により通知する。

7 資格審査結果の通知  
「入札参加資格決定通知書」により通知する。

8 資格の有効期間及び更新手続  
競争入札参加資格の有効期間は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から平成21年3月31日までとする。

上記有効期間の経過後も引き続き競争入札参加資格を得ようとする者は、平成19年9月頃に平成21年度及び平成22年度に係る競争入札に参加する者の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い競争入札参加資格の審査申請を行うこと。

9 競争入札参加資格の取消し

申請書類に虚偽の記載をした者及び5の各号のいずれかに該当すると認められる者については、その者の競争入札参加資格を取り消すことがある。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成18年9月29日

佐賀県知事 古川 康

1 作業種類 基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量作業）

2 作業期間 平成18年11月15日から平成19年2月28日まで

3 作業地域 佐賀市、鹿島市、小城市、佐賀郡川副町、佐賀郡東与賀町、佐賀郡久保田町、杵島郡江北町及び杵島郡白石町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年9月29日

平成18年9月29日(金)

佐賀県知事 古川 康  
指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥栖市轟木町字三本黒木1254番1

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥栖市轟木町1453番地  
石橋賢二

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年9月29日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
30	多久市南多久町大字長尾4112番36、4125番121及び4125番1	平成18年9月19日	6.53~7.47 (6.00~6.95)	88.58
22				

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年9月29日

佐賀県知事 古川 康

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成18年9月20日東与賀町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年9月29日

佐賀県知事 古川 康

### ○ 公表権限委嘱依頼

○佐賀県選舉管理委嘱依頼回付

選舉管理委嘱依頼回付の件についての照会を以て。

平成十八年九月二十九日

佐賀県選舉管理委嘱依頼回付

委嘱者 松尾 伸男

1 田畠 平成十八年十月二十九日 午後一時三十分

11 場所 選舉管理委嘱依頼

11 議題

〔1〕 政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告(平成十七年分)の提出の位置を次のとおり指摘した。

〔1〕 ルの差

### ○ 公表権限委嘱

業務管理法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号に規定する機械警備

業務管理者講習を次のとおり実施します。

平成18年9月29日

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
32	伊万里市東山代町長浜字新堀 -2402番4、2402番5、2402 番7、2409番3及び2409番4	平成18年9月20日	5.00~ 6.01	73.60

佐賀県公安委員会  
委員長 内 田 健

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市松原一丁目1番1号）に委託して行います。

第12812号

11

平成18年9月29日（金）

報 公 県 賀 佐

- 1 期日  
平成18年11月15日（水曜日）から平成18年11月17日（金曜日）までの3日間（各日とも午前8時から午後5時30分まで）
- 2 実施場所  
株式会社かわでん九州工場研修施設（佐賀市大和町大字川上4583番地1）
- 3 受講定員  
30人（予定。先着順とする。）
- 4 受講申込期間、申込先等
  - (1) 申込期間  
平成18年10月4日（水曜日）から平成18年10月20日（金曜日）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
  - (2) 申込先  
住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いざれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課）なお、郵送による申込みは受け付けません。
  - (3) 提出書類  
受講申込書
- 5 講習手数料等
  - (1) 講習手数料は、38,000円です。
  - (2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。
- 6 講習の委託

印	廻	所	記	由
印	廻	所	記	由
印	廻	所	記	由

印	廻	所	記	由
印	廻	所	記	由
印	廻	所	記	由

- (1) 持参する物  
講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。
- (2) 聞い合わせ先  
その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033・3034）又は社団法人佐賀県警備業協会（電話代表0952-22-0954）に問い合わせてください。

○ 出 記

申購  
込先  
料

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年九月二十九日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印刷所  
毎週月曜日  
株古川総合印刷